

# 投資信託窓口

## <投資信託について>

- ① 投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスは、貯金等でも共済契約でもありません。
- ② 投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスは、貯金保険制度の対象ではありません。
- ③ 投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスは、値動きのある証券に投資します（外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります）ので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ④ 投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスの運用による利益および損失は、投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスの購入者が負うこととなります。
- ⑤ 投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスは、投資者保護基金の支払い対象ではありません。
- ⑥ 当組合は投資信託およびJ Aバンク資産運用サービスの販売会社であり、投資信託の設定・運用は委託会社（外国籍投資信託の場合には管理会社）が行います。
- ⑦ お申込の際には必ず契約締結前交付書面、投資信託説明書（目論見書）の内容を十分にご確認願います。